

鳥取市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月22日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第4号

鳥取市税条例の一部を改正する条例

鳥取市税条例（昭和25年鳥取市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第27条の7第1項第5号の表に次のように加える。

特定非営利活動法人 未来	倉吉市東仲町2571	令和4年4月1日から令和8 年10月31日まで
-----------------	------------	----------------------------

第29条の2第2項中「第1項の申告書」を「前項の申告書」に改め、同条第8項中「3月15日までに」を削る。

第33条の10第2項、第58条第2項、第78条第2項、第79条第2項及び第3項並びに第131条の3第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の第27条の7第1項の規定は、市民税の所得割の納

税義務者が令和4年4月1日以後に支出する同項第5号に規定する寄附金について適用する。